

DM # 1400 H-7

J. Anomity
二
力

辯護~~側~~文書第千四百号H-7

アメリカ合衆國の外交關係文書と其の抜萃

一九二一年乃至一九四一年の日本~~の~~外交關係文書

第二卷

第七七八頁

一九四一年十二月二日、日本大使館一等

書記官(寺崎氏)がジョセフ・タフリユ-

ハレンタイン氏に手交したる聲明書。

二 W P L I 四四の指令の下に準備せらるべき計畫は、計畫 D に表示されて居る状況に大部分適用し得るにつき、海軍作戦部長は W P L I 四四に基く計畫が最も優先性を持續することを希望します。

三 参照 A の第三。四及び五節に概説された計畫 D の状況下に於ける一般的標準、想定、任務は海軍作戦部長の見解に一致して居ります。

四 第五節(七)に言及された北太平洋を襲撃する日本艦隊を最初に掃蕩することに関聯しては茲に提案をすることが適切と認めます。

海軍作戦部長は日本がオアフの北約五〇〇哩に一艦船を或る朝配置してゐたらしいと信じます。

現在オアフの南西約一〇〇〇哩に同様の艦船が配置されて居る形跡がありません。オアフ、パナマ附近、メキシコ沿岸及び公海上の國籍不明の潜水艦に関する諸報告に關しては、前記の一艦船が潜水母艦であり、日本が戦時には潜水艦の根據を公海上の母艦に置く様計畫するかも知れぬと推測出来ませう。

當分の間は我々が此の點に關し餘りに多くの關心を示すことは最も不得

ND 1400 H-7

東條英機首相の例の演説は、元来は、東條

氏か偶々總裁たりし民間團體（左）興（右）の連

興新盟の事務職員（左）が起草し（右）上記

聯盟主催にかゝる、（左）東條の根本関係は興新（右）

市條約締結一周年記念集の席上で

述べられた。祝辞と述べられた。

とところが、
興新の偶々、十月廿日曜日曜に當つた

記者達（左）の請

自身（左）の

七この文書の送達は緊急を要するので將校急使の次便を待つてゐては名宛人に間に合ふ様に到着しないでせう。故に發信人はこの文書を善留郵便で送附することを認可します。

署名 エツチ。アールスターク

ND 1400 H-7

校閲を俟たず、十月廿九日(土曜日)の夜

該草稿を發表し、この未詳^{承認}の草稿

が、帝都の新聞紙に^上載ったのである。

^{予実}首相自身は、世目^{種数}には~~演説も~~ ^{如何なる}

しなかつた。加之、首相も他の政府者も、

上記演説の内容に關しては何も知る處

~~が~~無かつた。

~~更~~試目せぬならぬ事は、この報道^{され}

七この文書の送達は緊急を要するので將校急使の次便を待つてゐては名宛
人に間に合ふ様に到着しないのでせう。故に發信人はこの文書を書留郵便
で送附することを認可せよ。

吉田 三郎 エツチウアールスターグ

LD 114004-7

「人類の名譽」と誇りにかけて吾人は斯の統
の慣行を東亞より徹底的に一掃せしめる

可らざといふ言明は、原文の誤譯の

ある。原文は一掃するしか「徹底的に」しか

いふ表現はないであつて、該言明を正確

に譯すると「人類の名譽」と誇りにかけて、

斯の統の慣行は、除去せられざる可らざ

とあるべきである。

~~可らざといふ言明は、~~

七この文書の送達は緊急を要するので將校急使の次便を待つてゐては名宛人に間に合ふ様に到着しないでせう。故に發信人はこの文書を書留郵便で送附することを認可しまし。

署名 エツチ。アールスターク